

# 奈良県山村振興基本方針書

平成27年度

奈良県

## 目 次

	頁
I 地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 振興山村の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 社会的及び経済的条件・・・・・・・・	3
II 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	5
III 振興の基本方針及び振興施策・・・・・・・・	5
1 振興の基本方針・・・・・・・・	5
2 振興施策	
(1) 交通施策に関する基本的事項・・・・・・・・	6
(2) 情報通信施策に関する基本的事項・・・・・・・・	6
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項・・・・・・・・	6
(4) 経営近代化施策に関する基本的事項・・・・・・・・	7
(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項・・・・・・・・	7
(6) 文教施策に関する基本的事項・・・・・・・・	8
(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項・・・・・・・・	8
(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項・・・・・・・・	9
(9) 集落整備施策に関する基本的事項・・・・・・・・	9
(10) 国土保全施策に関する基本的事項・・・・・・・・	10
(11) 交流施策に関する基本的事項・・・・・・・・	10
(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項・・・・・・・・	10
(13) 担い手施策に関する基本的事項・・・・・・・・	11
(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項・・・・・・・・	11
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連・・・・・・・・	12

# 奈良県山村振興基本方針書

都道府県名	奈良県
作成年度	平成27年度

この奈良県山村振興基本方針は、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の2の規定に基づいて定めるものであり、本県の山村振興対策の大綱を示すとともに、市町村が山村振興計画を定める際の指針になるものである。

## I 地域の概況

### 1 振興山村の概要

本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、現在、全39市町村のうち16市町村となっている。

平成17年4月1日に、月ヶ瀬村と都祁村が奈良市に編入合併、同年9月25日西吉野村と大塔村が五條市に編入合併、さらに平成18年1月1日に榛原町と室生村が大宇陀町と菟田野町とともに宇陀市に新設合併となり、これらの市では、都市部と振興山村を併せ持つ状況となった。このため、各種統計資料において、山村振興指定地域に限定した情報が把握しにくくなっている。本節では、平成17年度合併前の振興山村市町村の統計数値を、指定地域の概数として扱うことにする。

本県の振興山村の指定状況

現市町村	平成17年度合併前の市町村	指定地域（現在の地域名）
奈良市	月ヶ瀬村	旧 <u>月ヶ瀬村</u> （月ヶ瀬石打、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野）
	都祁村	旧 <u>針ヶ別所村</u> （針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、萩町 都祁馬場町）
五條市	西吉野村	旧 <u>宗脛村</u> （勢井、西日裏、川股、平雄、茄子原、本谷、永谷、立川渡、宗川野、西野、阪巻、城戸、川岸、陰地、津越、大峯、檜川迫）
	大塔村	旧 <u>大塔村</u> （辻堂、殿野、閉君、宇井、堂平、飛養曾、引土、清水、中井傍示、惣谷、篠原、阪本、小代、簾、中原、赤谷、天辻、中原開拓）
宇陀市	榛原町	旧 <u>内牧村</u> （内牧、八滝、諸木野、赤埴、高井、自明、脛牧、荷阪）
	室生村	旧 <u>三本松村</u> 、旧 <u>室生村</u> 、旧 <u>東里村</u> （向淵、大野、三本松、砥取、瀧谷、西谷、竜口、黒岩、田口元上田口、田口元角川、下田口、室生、無山、多田、染田、小原、

		上笠間、下笠間、深野)
山添村		旧東山村、旧豊原村 (室津、松尾、的野、峰寺、桐山、北野、三ヶ谷、勝原、岩屋、毛原、切幡、伏拝、助命、箕輪、大塩、堂前)
曾爾村		曾爾村全域
御杖村		御杖村全域
吉野町		旧中竜門村 (香束、柳、三茶屋、小名、殿川、色生)
下市町		旧秋野村、旧丹生村 (仔邑、立石、才谷、広橋、丹生、長谷、谷、西山、貝原、黒木)
黒滝村		黒滝村全域
天川村		天川村全域
野迫川村		野迫川村全域
十津川村		十津川村全域
下北山村		下北山村全域
上北山村		上北山村全域
川上村		川上村全域
東吉野村		旧小川村、旧四郷村、旧高見村 (東吉野村全域)

下線は、昭和 40～47 年に振興山村に指定された当時の市町村名

#### 本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	39	16	41.0%
面 積	3691 k m <sup>2</sup>	2651 k m <sup>2</sup> ※	71.8%
人口	1,400,728 人	70,008 人 ※	5.0%
若年者比率(15～29 歳)	15.5%	12.2%	—
高齢者比率(65 歳以上)	24.4%	35.7%	—

市町村数は、平成 27 年 4 月 1 日現在。面積は、平成 26 年度全国都道府県市区町村別面積調 (国土交通省国土地理院)。人口は、平成 22 年国勢調査。

※は、平成 17 年度合併前の振興山村市町村について集計した値

## 2 自然的条件

### (1) 地理、地勢

本県は、近畿地方のほぼ中央部にあって、近畿の屋根といわれる山岳地帯を南部に持ち、周囲を緑の山々に囲まれた内陸県である。総面積は約 3,691 km<sup>2</sup>である。

地形は、概ね海拔 100m 以下の平地で構成されている奈良盆地を中心とした大和平野地域、なだらかな山地状の地形の広がる大和高原地域及び大部分を急峻な山岳地帯で占められている五條・吉野地域の 3 地域に区分することができる。

大和高原地域及び五條・吉野地域の大部分が振興山村であり、平成 17 年度の合併前の振興山村市町村の面積は、約 2,651km<sup>2</sup>（全県面積の 72%）となっている。

## （２）気候

本県の気候は概ね温暖であるが、北西部の奈良盆地では内陸性気候、北東部の大和高原では内陸性気候と山岳性気候の特徴を有し、気温の日較差が大きく、夏は暑く冬は寒い。大和高原では特に冬の寒さが厳しい。

また、南部の吉野山地は山岳性気候の特徴を有する。特に、大台ヶ原を擁する南東山地は、年間降水量が 3,000mm から 5,000mm に達する日本屈指の多雨地帯であり、夏の雨量が極めて多く、冬は厳しい冬山の様相になる。

## 3 社会的及び経済的条件

### （１）人口の動向

振興山村（平成 17 年度の合併前の振興山村市町村）の人口は 70,008 人で、全県の総人口 1,400,728 人に占める割合は 5.0%と少ない（H22 年国勢調査による）。

振興山村の人口の推移を見ると、平成 12 年から 22 年の 10 年間で 15,877 人減少した。総人口に占める割合も 1.0%低下しており、人口減少が進行している。

振興山村の年齢構成をみると、14 歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下などにより減少しており、平成 22 年では振興山村の人口の 9.3%となっている。また、65 歳以上の高齢者数の割合は年々増加し、平成 22 年には 35.7%となっており、県全体を上回る勢いで高齢化が進行している。

年齢階層別人口の動向

（単位：人、%）

年度	振興山村 ※					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65 以上
H12	85,885 (100%)	10,938 12.73 (%)	13,123 15.27 (%)	12,721 14.81 (%)	24,906 28.99 (%)	24,197 28.17 (%)
H22	70,008 (100%)	6,505 9.29 (%)	8,543 12.20 (%)	9,109 13.01 (%)	20,877 29.82 (%)	24,974 35.67 (%)

年度	県全体					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65 以上
H12	1,442,795 (100%)	213,822 14.81 (%)	296,971 20.58 (%)	270,585 18.75 (%)	419,879 29.10 (%)	241,538 16.74 (%)
H22	1,400,728 (100%)	184,011 13.13 (%)	216,968 15.48 (%)	273,861 19.55 (%)	384,233 27.43 (%)	341,655 24.39 (%)

国勢調査

※は、平成 17 年度合併前の振興山村市町村について集計した値

## (2) 産業構造の動向

産業別就業者数については、振興山村（平成 17 年度の合併前の振興山村市町村）において、第 1 次産業従事者 13.4 %、第 2 次産業従事者 29.6%、第 3 次産業従事者 57.0%（平成 17 年国勢調査）で、特に第 1 次産業就業者数の割合は、県全体の第 1 次産業従事者の割合 3.3 %（平成 17 年国勢調査）に比べると、4 倍以上に達していた。この傾向は、現在も継続している。

第 1 次産業である農林業は、振興山村の基幹産業であるが、農業においては、農家の高齢化が進行している。主な農産物は米で、地域特性を生かした野菜や果樹、園芸作物等も生産されている。国際競争・地域間競争による低価格・高付加価値への対応等、多くの課題を抱えている。

また、林業においては、木材需要の低下や木材価格の低迷等による経営意欲の減退のため、林業就業者が減少するとともに高齢化が進行している。このため、特に人工林において間伐等の手入れが不足している。

## (3) 土地利用の状況

振興山村（平成 17 年度の合併前の振興山村市町村）の林野率は 91.0%であり、県全体の 77.0%と比較すると林野率が高い。このため、振興山村では可住地や耕作可能面積がきわめて限られている。

## (4) 交通・通信の状況

振興山村においても市町村道の改良は進んできているが、経済立地条件が不利であるとともに、水道普及率、水洗化の割合、医療体制の整備水準も低位に留まっている。

また、近年、情報通信基盤の整備が進んだが、振興山村の一部の小集落において携帯電話を利用できない地域が依然として存在している。

## (5) 財政の状況

振興山村市町村（平成 27 年度に振興山村を有する市町村）の財政力指数の平均は 0.22 で、県下平均の 0.39 に比べ総じて小さい。また、基本となる地方税等の自主財源が乏しいため地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている。

市町村財政力指数（H23～H25 平均）

	財政力指数
振興山村市町村	0.22
全県	0.39

総務省ホームページ「全市町村の主要財政指標」

## II 現状と課題

昭和 40 年に山村振興法が制定されて以来、本県の振興山村においても第 1 期から第 6 期の山村振興対策をはじめとして、数々の事業を実施してきた。その結果、産業基盤、生活環境等の整備について一定の成果を上げることができた。

しかしながら、現状は依然として、所得及び生活環境の面で都市地域との格差が残っている。また、若年層を中心とした人口の減少による過疎化及び高齢化による就業者不足、後継者不足が振興山村の農用地や森林等の管理水準の低下を招き、山村の景観を悪化させ、農地及び森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に支障を来す恐れがある。

今後、低迷している振興山村の活力を取り戻し、県土の保全をはじめとする、振興山村の担っている重要な役割が維持されるように、定住人口の確保に努めることが必要となる。

そのためには、まず、基幹的産業である農林業をはじめとする、産業の振興による安定した就業の場と所得の確保が必要となる。振興山村においては、農林業等の長期の低迷・不振により就労機会が減少し、若年人口流出の一因となっていることから、地域資源の活用による特産品の生産の育成や、振興山村の主たる交通手段である道路網などの産業基盤の整備を行い、農林業等の生産物の物流を促進し、機械化による労働生産性の改善及び労働強度の軽減を進め、産地としての競争力を高める。また、情報通信施設と直売施設等の整備を行い、都市地域への情報発信を行うことによって、地域間交流を活性化する。

また、上下水道、少子高齢化に対応した介護サービスの確保などの福祉・保健・医療等の充実や良好な教育環境、若年者や定住希望者のための住宅などの生活環境の整備を進めることによって、人口の流失を防ぐとともに UJI ターン者の増加を促進する。

その他、振興山村の活性化を図るため、魅力ある振興山村の創造を進める必要がある。振興山村は、美しい景観、豊かな自然などの恵まれた自然環境や歴史的・文化遺産、伝統文化を有しており、これらの保存・継承を通じ、男性、女性、子ども、高齢者がそろって社会参画できる体制を整える。また、これらの環境と資源を活かした、グリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどにより都市住民との交流を深め、地域の良い点の再認識を図り、地域住民の郷土愛、郷土に対する誇りなどの醸成により魅力と活力のある振興山村づくりを目指す。

## III 振興の基本方針及び振興施策

### 1 振興の基本方針

平成 27 年 4 月に山村振興法の一部を改正する法律が施行されたことから、今後の山村振興に当たっては、これら法改正の趣旨を踏まえ、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、都市住民を含めた県民全体がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ること、また、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を活かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住促進を図ることが重要である。

このような観点から、山村振興対策の適切かつ円滑な運営を図るために必要な基本方針

を定める。

## 2 振興施策

### (1) 交通施策に関する基本的事項

振興山村において道路は、農林水産物等の物流の増進による経済活動の活性化、都市との交流、日常生活の質の向上等を促進するための根幹的な施設であり、生活の基盤を支える最も基本的な社会資本である。しかし、幹線道路においても、未だに自動車同士のすれ違いが困難な箇所が数多く残されている。また、落石や崩土による通行止めも多く、箇所によっては、迂回する道路もないことから、来訪者だけではなく、地域住民の生活にも大きな影響を与えている。

そのため、振興山村内外を有機的に連携する国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の整備を引き続き推進する。

また、振興山村においては、高齢者及び児童・生徒等の日常生活にはバス等の交通サービスが不可欠である。広域的・幹線的バス路線の維持、ノンステップバスの導入等、今後とも引き続き、民間事業者や市町村営などによるバスの運行を維持・推進する。

### (2) 情報通信施策に関する基本的事項

振興山村における情報通信基盤の整備は、地理的条件による距離・時間等の問題を克服し、日常生活はもとより、産業面、教育面等の分野で変革をもたらし、新たな可能性を切り開く手段として期待されている。

本県においては、平成15年から県等が出資する第3セクターにより、高速大容量通信が可能な山間地域17市町村のCATV網の整備を進め、平成22年度に全域の整備が完成した。この通信基盤によりインターネット環境の改善、テレビ難視聴地域の解消、地上デジタル放送への円滑な移行が達せられた。今後は、山間地域の安全・安心の確保、交流及び地域振興等に有効に活用できるよう市町村及び第3セクターとともに活用方策についての検討を進める。

また、携帯電話については、災害時等における緊急連絡の手段としての有用性も認識されており、その社会的重要性は従来にも増して高まっている。本県においては平成9年度から過疎地等における移動通信用鉄塔施設の整備を推進してきたが、一部の小集落の地域において不感地が残ることから、引き続き、国、通信事業者、市町村と調整を図りエリア外地域の解消に努める。

### (3) 産業基盤施策に関する基本的事項

若年者の定住を促進し、地域の自立的発展を促進するためには、産業の振興による安定した就業機会及び所得の確保が最も重要な課題である。そのため、基幹産業である農林業の振興を一層推進するとともに、地域の特性を活かした特産品の開発・育成による地場産業の振興を図り、また、地域内企業の育成・支援及び産業資源の積極的な活用を図る。

振興山村の農業については、耕作可能面積が少ないという地形条件に加えて、国際市場、他地域との競合、後継者不足、鳥獣害などにより取り巻く環境は非常に厳しい状態にあるが、農業が有する多面的機能の発揮に向けた取組を推進していく。



林業・木材産業については、木材需要の低下、木材価格の低迷、輸入材の増加等により長期に渡って低迷している。提案型施業の推進や高性能林業機械の導入、林内路網の整備などによる素材生産コストの低減による県産材の安定供給を図るとともに、需要者ニーズに応える木材・木製品の生産と供給による利用促進を図り、「高級材を選んで出す林業」から「A・B・C材全てを搬出して多用途に供給する林業」への転換に努める。その際重要となる基幹的な林道（山村振興法第11条における「基幹林道」）の新設及び改築については、山村振興計画に基づき、県が代行して整備することができるものとする。

その他に、振興山村には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、十津川温泉、曾爾高原のススキなど認知度の高い観光資源や、認知度は低いものの、祭りや伝統芸能、郷土料理など、観光資源となりうる魅力的な地域資源が多数存在している。これらの恵まれた自然環境や歴史的・文化遺産、伝統文化等を活用して、「グリーン・ツーリズム」や「エコツーリズム」へ取り組み、参加体験型観光メニューの創出及び宿泊施設の整備を行い、ニーズの多様化に対応した観光産業の振興を推進する。

また、近年、二酸化炭素の増加による地球温暖化により環境の悪化などが大きな問題となってきていることから、振興山村においても、水力、風力、太陽光等の自然エネルギーや、豊富にある森林資源、農林業等の生産・加工の過程における副産物等のバイオマスの利活用、特に未利用間伐材を用いた木質バイオマス発電や、ペレットや薪の燃料としての活用等を促進する。

#### （４）経営近代化施策に関する基本的事項

振興山村における安定的かつ魅力的な就業の場を確保するため、農林業をはじめとする産業の経営基盤の近代化を推進する。ほ場、農林道、用排水設備等の整備や機械化の推進などにより、生産性の向上、作業の省力化、労働強度の軽減、農林産物の流通の合理化を図り、安定した経営基盤の確立に努める。

農業においては、企業感覚に優れた経営者の育成や、農業経営の法人化を通じ、多様な経営展開を進めていく。また、地域農業のシステム化を図り、農地の有効利用を促進する。

林業においては、生産性の向上と労働環境の抜本的な改善を図るため、高性能林業機械等の研修を行い、オペレーターの養成や機械化作業システムの構築を図り、林業労働者の育成・確保を図るなど、林業事業者の経営基盤の強化に努める。また、乾燥材やJAS材の普及はもとより、付加価値の高い木材製品の開発及び販売により、木材利用の拡大を推進し、振興山村における林業生産活動の活性化を図る。

さらに、振興山村の高度情報化を推進することによって、先進技術の迅速な普及や、多様な消費者ニーズに対応できる体制の整備を推進し、振興山村から都市地域へ情報発信を行うことにより、観光などとの連携による新たなビジネスの育成、特売所等のネットワーク化を進める。

#### （５）地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が

担う地域内発型の産業振興を促進する。

そのために、特産物や地域の技術を活用した新たな産業の開発を支援し、地域内の産業、特産品、伝統工芸品等について情報発信するなど、地場産業の振興を図る。

#### (6) 文教施策に関する基本的事項

振興山村では、1学級当たりの児童・生徒数が少なく、きめ細かな教育が行われているが、集団での学びの機会が減少している。また、複式学級や学校の統廃合が生じている。そのため、義務教育においては、へき地教育の充実が求められている。

振興山村における良好な教育環境の確保と教育諸条件の整備を図るため、教職員配置の充実、複式学級編制基準の改善、学校施設の整備等を推進する。特に、小規模校におけるこれらの教育条件の改善に配慮する。また、高度情報通信社会に対応した情報機器等を積極的に活用することにより、より一層充実した教育を推進する。

また、地域住民の学習活動、社会教育活動等の拠点となる集会施設、体育施設、社会教育施設等の地域の実情に応じた整備を進めるとともに、これらの施設におけるソフト面での充実や相互利用の促進により、有効な活用を図る。

振興山村では、豊かな自然とともに、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された大峯奥駈道や熊野参詣道小辺路、伊勢街道などの古くからの道や、寺社などの貴重な歴史的資産、古くから地域に根付いてきた独自の生活文化、伝統芸能等、ポテンシャルの高い地域文化資源を有している。こうした優れた地域文化資源の活用を図り、地域住民が誇りのもてる魅力的な地域づくりを実現するために、保存・継承のための取組を積極的に推進するとともに、地域自らが行う資源の掘り起こしや、創出するための活動を支援する。さらに、イベントの開催等により他の地域との積極的な文化交流等を深め、多様な媒体を活用した都市等への情報発信により地域文化の活性化を図る。

#### (7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

振興山村住民が健康で文化的かつ安全・快適に暮らせるよう、生活環境の整備を図ることは、振興山村の定住条件を整える上で欠くことのできない重要な施策である。

振興山村と都市地域の間には依然として、社会、生活環境の整備水準について格差があるため、今後も広域的な生活圈域等との関連を重視しつつ適正配置を考慮しながら、水道施設、污水处理施設、ごみ・し尿処理施設、消防施設等の整備を促進する。

さらに、地域住民にとって安心して安全な生活を確保するため、「奈良県土砂災害対策基本方針」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定や自主防災組織等の地域防災対策の充実によるソフト対策と、砂防えん堤の設置や斜面对策などによるハード対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策に取り組む。

また、地域住民に適切な避難を促すために、インターネットや携帯電話を活用した、雨量や水位の河川情報や土砂災害警戒情報などの防災情報の提供、土砂災害ハザードマップの配布、避難訓練の支援などにより、地域の防災体制の充実を図る。

さらに、医師、看護師等の不足による医療機能の低下は、振興山村にも大きな影響を及ぼしており、今後、限られた医療資源の効率的な活用を図るために、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域については、へき地医療拠点病院、

へき地を支援する病院及びへき地診療所の連携を強化し、へき地医療の充実を図る。

#### (8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

振興山村では既に超高齢社会が到来しており、今後さらに、75歳以上の後期高齢者の割合が高まるとともに、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦だけの世帯、要支援・要介護高齢者の増加が見込まれる。

このため、介護保険制度の円滑な施行に取り組むことはもちろん、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して生活できる環境を希望する方のために、必要な介護サービス基盤の確保に努めるとともに、介護サービスの担い手の確保と資質の向上を図る。

さらに、地域住民が共に支え合う福祉社会の形成をめざして、行政と地域住民が一体となって要援護者をサポートする地域ケアシステムの確立、ボランティア活動の振興、社会福祉協議会活動の活性化に努め、住民参加型の地域福祉活動を振興する。また、県民それぞれが自分に合った方法で健康づくりに積極的に取り組む状況を実現する。

#### (9) 集落整備施策に関する基本的事項

集落整備については、これまで広域市町村圏等の広域的社会生活圏の形成に配慮しながら、各種公共施設や市町村道、農林道等道路網の整備など社会資本の整備を推進し、定住環境の向上に努めてきたところである。

しかしながら、本県の振興山村の多くは、空き家、空き店舗が多く、広大な面積の中に集落が散在し、しかも日常生活を営む生活圏が狭隘で多岐に分割されており、少子高齢化の進行や若年層の流出による人口の減少、「65歳以上の高齢者の占める割合が半数以上の集落」の存在等により、地域社会を維持する不安や地域活力の低下など、厳しい課題に直面している。

空き家・空き店舗の対策、生活交通の確保、共有地や水源の管理、共同作業の維持のためには、住民と住民、住民と行政の強力なパートナーシップが不可欠である。

そこで、今後とも、道路の整備をはじめ、生活環境の整備、福祉・保健・医療の充実、教育・文化の充実を推進し、地域住民の利便性の向上に努めるとともに、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」制度の積極的な活用を促進し、地域社会の担い手の育成や誘致を進める。

また、集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能を強化し、複数集落をネットワーク化する施策を図り、基礎的な公共サービスの提供が著しく困難な集落については、住民の意向を尊重し、かつ行政の効率性にも配慮して、基幹的集落への再編等について検討を進めることとする。

その一方で、最近では、新たなライフスタイルを実現する場として振興山村を選択する都市住民が増加する傾向にあることから、これらUJIターン者の受け入れや若年者の定住を促進するため、定住促進団地整備事業等を活用した定住促進住宅の整備などハード事業を推進する。また、地域間交流の取組により交流人口の増加を図り、団塊の世代等の人々に対する情報発信（ホームページや都市部での移住フェアの開催等）などのソフト対策も推進する。

#### **(10) 国土保全施策に関する基本的事項**

振興山村は、主要河川の上流に位置し、傾斜地の多い地域がその大部分を占めている。特に、大台ヶ原を擁する南東山地は日本屈指の多雨地帯であり、大雨による洪水被害を生じやすい地域である。そのため土砂災害の危険箇所等について、周囲の景観や自然条件に配慮しながら、地すべり、砂防、治山、治水などの防災対策を推進する。また、平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害により大きな被害を受けた道路、河川等の復旧は、平成 26 年度までの「集中復旧・復興期間」内に概ね完了したが、一部の継続する復旧工事については、引き続き、着実に進めていく必要がある。

森林においては、間伐等の適切な森林整備を進め、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、農用地においては、適切な農業生産活動等の継続を支援することにより、耕作放棄地の発生を防止し、国土の環境保全にもつながる、振興山村の良好な環境の維持に努める。

#### **(11) 交流施策に関する基本的事項**

振興山村において、都市部など他の地域との交流を進めることは、経済的、社会的、文化的な側面で大きな効果をもたらすものであり、地域の活性化及び自立の促進を図る上で重要である。

振興山村が有する美しい景観や豊かな自然環境、独自の伝統文化、生活様式など、その魅力を再評価する動きが高まる中、こうした地域資源を活かした都市との交流・連携を図るとともに、都市部住民の交流居住や定住を促進する必要がある。

そのため、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム、地域産業に関する各種体験など、参加・体験型の観光交流の推進、地域の特性を活かしたイベントの開催、来訪者の視点に立ったわかりやすい観光案内板や案内標識板等の整備により、情報提供を行う。

また、地域資源の発掘・再評価や誇りある魅力的な地域づくりの推進、都市部との友好都市提携、積極的な情報発信などにより、都市部住民との交流を活発化させ、個性の異なる地域どうしの人、モノ、情報の交流による、相互に地域の誇りと魅力を高めあう都市と農山村の共生・対流などの地域間交流を推進する。

#### **(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項**

森林及び農業生産活動を通じて発揮される農用地の機能は、単に農林産物を供給するだけでなく、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等多面にわたっている。

一方、農林業の長期的不振、若年層の流出、高齢化の進行などにより、荒廃林地、耕作放棄地が増加しており、その保全については振興山村のみならず、都市地域についても大きな影響を与える問題となっている。

そのため、森林については、生産基盤整備を行い、間伐等の適切な森林整備を進め、木材の生産をはじめ、森林の持つ多様な機能を高度に発揮できる健全な森林の育成に努める。特に、放置され荒廃が著しい森林については、平成 18 年から導入された森林環境税を活用して、森林の環境保全に努める。

農用地については、農道等の生産基盤整備を行い、適切な農業生産活動等の継続の支援、

農地流動化や作業受託等の利用調整の推進などにより、農用地の有効利用を図り、耕作放棄地の発生を防止し、農業の有する多面的機能の確保を図る。

### (13) 担い手施策に関する基本的事項

振興山村においては、過疎化、少子高齢化の進行や基幹産業である農林業の長期的不振等によって、担い手の減少が深刻な問題となっている。

安定した就業の場を提供し、担い手を確保するため、農林業等の基盤整備や機械化を推進して労働強度を軽減したり、新技術の開発・普及や観光産業と連携した多様な農林産物等の生産などにより、魅力ある農林業等の展開を図る。

また、他産業を退職し農林業等へ就労する中高齢者や、UJI ターン者、新規参入者などへの定住促進住宅や既存住宅の活用等による就労支援により、都市地域からの定住者の増加による担い手の確保を進める。

集落内においても、女性が主体的に経営参画できる体制づくりや、兼業農林家、高齢者、UJI ターン者などが安定して就労(業)できる地域の組織的な農林業の体制の確立を図り、ボランティア活動による県民との協働など、集落内の多様な担い手の育成を推進する。

なお、全国的に、都市部から農山村地域への移住を希望する人が増えている。しかし、実際に移住するにあたっては、仕事や住まいなどに不安を持つ人も多く、スムーズな移住のためには、地域での暮らしがイメージできるような情報の提供、市町村や地域と一体となった対応が必要である。

### (14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

振興山村は、野生鳥獣の生息地に近接する地域がその大部分を占めている。そのため農林業等の生産活動を行う上で、イノシシ、シカ等一部の鳥獣による農作物等への被害は大きな障害となっている。鳥獣被害は、収益性の低下や精神的負担のほか、農林業者の生産意欲の低下に伴う耕作放棄地や放置人工林の増加などにつながり、振興山村の景観や農業及び森林の有する多面的機能の低下を招く一因となっている。

その対策として、市町村による鳥獣被害防止計画策定を推進し、これに基づく以下の取組を支援する。①適切な時期に耕作放棄地の草刈り、耕作地の山際の茂みの刈り払いなどを行い、イノシシ、シカ等の近寄りにくい環境にする「周辺環境の整備」、②侵入防止柵、ネットなどにより農作物等を防護する「被害防止対策」、③有害鳥獣捕獲や狩猟等により被害を引き起こす個体を効率的に捕獲する「個体数の管理」に併せ、獣肉の利活用を含む捕獲鳥獣の適切な処理。

さらに、過疎化、高齢化の進む振興山村で、これらの対策を継続して有効なものとするため、地域や行政、農林漁業関係団体等が連携した地域協議会等の取組を推進する。

また、観光客、都市住民に対して、ゴミ捨てや餌付けの禁止を広報して協力を求めたり、追い払いなどの威嚇行為の趣旨についてのPR活動など、理解と協力を求める活動を行ったり、鳥獣害に対する知識を集積し、地域が共有するシステムづくりなど、野生鳥獣による被害を防止するための集落ぐるみ、地域ぐるみの対策を促進する。

#### IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域自立促進方針及び同計画が策定されている。また、半島振興法に基づき紀伊地域半島振興計画も策定されている。

さらに、奈良県南部振興基本計画及び奈良県東部振興基本計画も立てられている。

本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。